

防衛装備庁仕様書

1

3

品 件 名	宿舎借上（その3）	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年 1月26日
		作成部課名	岐阜試験場 試験班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ASM-3（改）の性能確認試験のための試験要員の宿泊のため宿舎借上について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- a) 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
- b) 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

2 借上期間

借上期間は、令和8年3月22日（日）から令和8年3月30日（月）までとする。

なお、チェックインは3月22日（日）とし、チェックアウトは3月31日（火）とする。

3 借上場所

石川県の輪島市又は七尾市とする。

4 宿泊計画

別紙のとおりとする。

5 宿泊条件

- a) 旅館業法第二条で定義される「旅館・ホテル営業」に該当する宿泊施設とする。
- b) 朝食、夕食等は不要とする。
- c) 借上期間において、宿泊施設は同一とし、一人一室を確保できるものとする。
- d) 各部屋は努めてシングルルーム、かつ、禁煙室とする。
- e) 施錠等により各部屋のセキュリティを確保できるものとする。
- f) 各部屋にエアコン、テレビ及び冷蔵庫が完備されているものとする。  
なお、エアコンは各部屋にて温度設定等の操作ができるものとする。
- g) 各部屋に有線又は無線のインターネット回線が完備されているものとする。
- h) 宿泊施設において、乗用車（セレナクラス）1台分の駐車場を確保できるものとする。  
なお、車両は24時間入出庫可能なものとする。

**6 資格**

契約相手方は、旅行業法第三条に基づく登録を受けているものとする。ただし、旅館業法第三条の許可を受けた事業者が自ら契約する場合を除くものとする。

**7 検査**

目視、宿泊人数及び日程により検査を行うものとする。

**8 その他**

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

